

## 基準寝具貸借仕様書

(大船渡病院、高田病院共通)

基準寝具貸借に係る業務の仕様は、次のとおりとする。

### 〈基本的事項〉

- 1 業務を行うに当たっては、平成5年2月15日付厚生省健康政策局指導課長通知（指第14号）の衛生基準に従うとともに、クリーニング業法等関係法令に基き、常に清潔に留意し衛生的に処理するとともに、病院事業の運営に支障をきたさないように業務を遂行するものとする。
- 2 病院事業の運営上、各寝具数量については、別紙2「基準寝具の種類、数量表」に記載された各病院の **1週間の使用枚数の倍以上の数量を常時院内に確保するものとする。**
- 3 寝具の品質・規格については、別紙3「基準寝具の品質・規格表」のとおりとする。
- 4 寝具に不足が生じた場合は、当院の依頼により速やかに不足分を納入するものとする。

### 〈洗濯等〉

- 5 寝具の洗濯の仕方は、一般的なものについては、通例に従い高温洗濯とし、特に汚染の著しいものについては、染み抜き等を履行すること。

### 〈補修〉

- 6 寝具、布団の打ち返し及び枕の補修については、必要の都度行うものとする。

### 〈納品日時〉

- 7 寝具の納入日は、病院の指定する曜日（週1回）とし、納入場所は、病院のリネン室とする。ただし、病院の都合により納入日を変更するときは、その変更した日とする。
- 8 納入数は、原則として洗濯物引渡数に同じとすること。

### 〈洗濯施設における取り扱い〉

- 9 洗濯施設における寝具の取り扱いは、次のとおりとする。
  - (1) 洗濯物は清潔、不潔と区分し、保管のために必要な業務用の戸棚及び容器を備え、かつ、その仕様区分を表示しておくものとする。
  - (2) 洗濯物を収集及び配送する場合の容器は、洗濯又は仕上げが終わらないものと区分しておくこと。
  - (3) 洗濯物を処理する施設及び格納する倉庫、並びに容器は随時薬品等で消毒すること。

### 〈伝票〉

- 10 寝具の受け渡しを明確にするため、洗濯物引渡伝票により行うこととする。
- 11 納品伝票は、原則として洗濯物引渡伝票に同じとすること。

### 〈その他〉

- 12 回収及び納入にかかる費用は賃借料金に含まれるものとする。
- 13 賃借料金の計算期間は、暦月を基準とした1箇月間とする。
- 14 この仕様書に定めのないものは、その都度、協議するものとする。